

南部市場水産物部規定残高日数超過措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号。以下「条例」という。）の規定に基づき、川崎市地方卸売市場南部市場水産物部仲卸業者及び売買参加者に係る卸売業者に対する買受代金支払遅延に関する取扱いについて、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(規定残高日数)

第2条 規定残高日数（仲卸業者及び売買参加者の卸売業者に対する買受代金決済に関して買受日から買受差止めの対象となる日までの残り日数をいう。以下同じ。）は、7日とする。

2 規定残高日数の計算は、次のとおりとする。

- (1) 買受日を基準日とする。
- (2) 規定残高日数の計算は、買受日を含めるものとする。
- (3) 休業日は規定残高日数に含めないものとする。

(買受差止め)

第3条 卸売業者は、規定残高日数を超過した仲卸業者及び売買参加者について、規定残高日数（7日）を超過した翌日（8日目）午前9時までには、規定残高日数超過者報告書（第1号様式）により市長に報告するものとする。

2 市長は、卸売業者から前項の規定による報告のあった翌日から、同項の仲卸業者及び売買参加者に対し卸売業者からの物品買受を差し止める。

3 前項の規定による差止めの期間は、次のとおりとする。

- (1) 仲卸業者 差止めの日から4日間

(2) 売買参加者 差止めの日から20日間

4 市長は、第1項の仲卸業者及び売買参加者が、卸売業者から同項の規定による報告のあった翌日（8日目）午前11時までに卸売業者に対し代金決済をした場合、当該仲卸業者及び売買参加者に対する第2項の規定による買受差止めは行わない。

5 市長は、第2項の規定による買受差止めの通知については卸売業者から報告のあった翌日の午後2時までに行うものとする。

（買受差止めの解除）

第4条 卸売業者は、前条第1項の仲卸業者及び売買参加者から代金決済のあったときは、直ちに規定残高日数超過者の代金決済完了報告書（第2号様式）により市長に報告するものとする。ただし、小切手による代金決済のときは、その小切手が現金化されたときをもって代金決済日とする。

2 市長は、卸売業者から前項の規定による報告のあった翌日から、前条第2項の規定による買受差止めを解除する。

（仲卸業者の売買差止め）

第5条 卸売業者は、第3条第3項第1号に規定する買受差止めの期間内に、同条第1項の仲卸業者から代金決済のないときは、直ちに販売差止中の仲卸業者の未納報告書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告のあった翌日から、同項の仲卸業者に対し条例第50条第2項第2号の規定により売買を差し止める。

3 前条の規定による売買差止めの期間は、差止めの通知については卸売業者から報告のあった翌日の午前10時までに行うものとして、その掲示については、卸売業者から報告のあった翌日の午後2時までに行うものとする。

(仲卸業者の売買差止めの解除)

第6条 卸売業者は、前条第3項に規定する売買差止めの期間内に、同条第1項の仲卸業者から代金決済のあったときは、直ちに売買差止仲卸業者の代金決済完了報告書(第4号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告のあった翌日から、同項の仲卸業者に対し売買の差止めを解除するものとする。

(仲卸業務許可取消し及び売買参加者の南部市場への入場停止)

第7条 卸売業者は、第3条第3項に規定する買受差止めの期間中、当該差止めを受けている売買参加者が代金決済を行わなかったときは、速やかに売買差止売買参加者の代金未納報告書(第5号様式)により市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、第5条第3項に規定する売買差止めの期間中、当該差止めを受けている仲卸業者が代金決済を行わなかったときは、速やかに売買差止仲卸業者の代金未納報告書(第6号様式)により市長に報告しなければならない。

3 市長は、卸売業者から前2項の報告のあったときは条例第27条第1項の規定に基づき、仲卸業務の許可の取消し又は当該売買参加者について、条例第72条第3項の規定に基づき市場への入場の停止を命ずる等、必要な措置を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(暫定措置)

2 暫定措置として当分の間、規定残高日数は第2条第1項に規定する日数に5日を加算するものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

規定残高日数超過者報告書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名.....

次の者は、.....月.....日規定残高日数を超過しましたので、南部市場水産物部規定残高日数超過措置要綱第3条第1項の規定により報告します。

1 事業者名及び代表者名

.....

2 販 売 日

.....年.....月.....日

3 最終支払期日

.....年.....月.....日

規定残高日数超過者の代金決済完了報告書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名.....

次の者は、本日代金決済を完了しましたので、南部市場水産物部規定残高日数超過措置要綱第4条第1項の規定により報告します。

事業者名	
代表者名	

販売差止中の仲卸業者の未納報告書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名.....

次の者から、入金がありませんので、南部市場水産物部規定残高日数超過措置要綱第5条第1項の規定により報告します。

事業者名	
代表者名	
買受差止期間年.....月.....日～.....年.....月.....日

売買差止仲卸業者の代金決済完了報告書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名.....

次の者は、本日代金決済を完了したので、南部市場水産物部規定残高日数
超過措置要綱第6条第1項の規定により報告します。。

事業者名	
代表者名	
入金額	

売買差止売買参加者の代金未納報告書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名.....

次の者から、入金がありませんので、南部市場水産物部規定残高日数超過措置要綱第7条第1項の規定により報告します。

事業者名	
代表者名	
買受差止期間年.....月.....日～.....年.....月.....日

売買差止仲卸業者の代金未納報告書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名.....

次の者から、入金がありませんので、南部市場水産物部規定残高日数超過措置要綱第7条第2項の規定により報告します。

事業者名	
代表者名	
売買差止期間年.....月.....日～.....年.....月.....日